

シリーズ消費生活相談③

「電話勧誘販売」の相談

事例（60代）

カニの販売の勧誘電話があり、断ったところ、「話を途中で遮るとは何事だ」と怒鳴り、一方的に話し、最後に「じゃあ、送るから」と言って電話を切られた。会社名も何も分からない。どうしたらよいか。

捨て台詞の一つと考えられるが、万が一カニが届いた場合、受け取り拒否をし、送り状に記載されている相手の住所、会社名、連絡先を控えて、書面で購入意思がないことを発信する方法もある。誤って受け取ってしまったら、クーリング・オフができると助言した。

- ・ 電話による巧みな誘いや強引な勧誘には十分注意し、契約をする意思がなく迷惑に感じたらあいまいな返事をしないで、きっぱり断り、自分から電話を切りましょう。
- ・ 電話勧誘販売は、特定商取引に関する法律で規制されており、契約内容についての書面を受け取った日から8日以内であれば、無条件解除（クーリング・オフ）することができます。

税金Q&A

所有者が亡くなった場合の固定資産税

Q 土地と家屋の登記上の所有者である父が亡くなりましたが、固定資産税は、どうなるのでしょうか。

A 相続登記を行えば、相続登記完了後の賦課期日（1月1日）現在の登記簿の所有者が固定資産税を納めていただくとなりますが、手続きされるまでの間は、固定資産税に関する書類などを受け取る相続人の代表者を届けていただくことになります。

問い合わせ先 税務課固定資産税係
☎(48)1111 (内218・231)

- ・ 愛知県の条例では勧誘を拒絶する意思を表示した人への訪問や電話を禁止しています。また、訪問や電話の最初に、消費者の意思確認を求めることとしています。（不招請勧誘の禁止）
- ・ 複数の業者を名乗る電話が立て続けに入り、未公開株などへの投資欲を煽る「劇場型」と呼ばれる投資詐欺に遭わないために、もうけ話を安易に信じないようにしましょう。消費生活相談（無料）を行います。ご利用ください。
日 時 10月13日(水)毎月第2水曜日) 午前10時~正午 午後1時~午後4時
場 所 中央公民館本館205号室
問い合わせ先 産業課 ☎(48)1111(内234)
知多県民生活プラザでも消費生活相談を行っています。
月曜日~金曜日 午前9時~午後4時30分 ☎(23)3300

無料耐震診断と耐震改修費を補助します

町では、旧基準木造住宅（昭和五十六年五月三十一日以前に着工された木造住宅）を対象とした耐震診断を実施しています。費用は無料です。耐震診断の結果、改修の必要があると判定された住宅の耐震改修工事費に対する補助制度（条件あり、上限六十万円）も実施しています。

無料耐震診断

診断対象 昭和五十六年五月三十一日以前に建築（着工）された木造住宅（プレハブ・ツーバイフォーなどを除く）
診断項目 基礎、地盤の状況、壁の配置バランス、壁の量、老朽度など
申込期限 十月二十九日(金)

耐震改修費補助

工事中工前に申請し、町の交付決定を受けてください。
補助の対象

- ・ 耐震診断の結果、総合判定が一
- ・ ○未満であること
- ・ 耐震診断の判定値に○・三以上を加算して、改修工事後の総合判定が一・○以上となること

昭和五十六年五月三十一日以前に建築（着工）された木造住宅補助額 耐震改修費の二分の一以内で六十万円が限度

申込期限 十二月二十八日(火)
申し込み・問い合わせ先

建設課計画係 ☎(48)1111
(内288)

住宅に係る耐震改修促進税制（減税制度）

所得税 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで、町の耐震改修費補助を利用して住宅の改修を行った場合、当該耐震改修に掛かった費用または耐震工事の標準的な費用の額のいずれか少ない金額の十パーセント相当（上限二十万円）が所得税から控除されます。（確定申告が必要です。）

固定資産税 一定の条件を満たす耐震改修工事を実施した家屋について、工事が完了した年の翌年以降の固定資産税を一定期間、減額します。

減額となる期間

- ・ 平成二十二年から二十四年までの改修は二年間
 - ・ 平成二十五年から二十七年までの改修は一年間
- 減額される額
改修家屋に係る固定資産税の二分の一（一戸当たり百二十平方メートル相当分まで）

都市計画税は、減額の対象となりません。

問い合わせ先
建設課計画係 ☎(48)1111
(内288)、税務課固定資産税係(内231)